

平成二十七年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令（案）の概要

平成 27 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

平成 27 年 4 月 2 日に地方特例交付金の 4 月概算交付を予定しているが、それまでに平成 27 年度本予算が成立しないことが見込まれ、暫定予算が編成されることから、普通交付税と同様に、地方特例交付金についても概算交付を行うため、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成 11 年法律第 17 号）第 5 条第 2 項の規定に基づいて、平成 27 年度分の地方特例交付金の交付額の特例に関する省令を制定するもの。

2. 各条項の解説

○ 第 1 条

暫定予算に基づき各地方団体に対して交付すべき地方特例交付金の交付額は、以下の算式により算定した額とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該地方公共団体の} \\ \text{平成 26 年度分の} \\ \text{地方特例交付金の額} \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{平成 27 年度の地方特例交付金総額}}{\text{平成 26 年度の地方特例交付金総額}} \right) \times \frac{1}{2}$$

（暫定予算に基づく 4 月概算交付総額：594 億円）

○ 第 2 条・第 3 条

廃置分合又は境界変更があった場合の平成 26 年度分の普通交付税の額の算定方法及び端数処理について定める。

3. 施行期日

公布の日